

青梅市規則第30号

青梅市地域支援センターの設置に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

令和8年7月1日

青梅市長 大勢待 利 明

青梅市地域支援センターの設置に伴う関係規則の整備に関する規則

(青梅市事務分掌規則の一部改正)

第1条 青梅市事務分掌規則(昭和38年規則第8号)の一部を次のように改める。

別表第2事務分掌の表健康福祉部地域福祉課庶務係の項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 地域支援センターに関すること。

(青梅市防犯カメラの管理および運用に関する規則の一部改正)

第2条 青梅市防犯カメラの管理および運用に関する規則(平成28年規則第32号)の一部を次のように改める。

別表青梅市火葬場の項の次に次の1項を加える。

青梅市地域支援センター	東京都青梅市東青梅5丁目22番地の2	地域福祉課長
-------------	--------------------	--------

付 則

この規則は、令和8年7月13日から施行する。